



インボイス制度と、改正電子帳簿保存法

株式会社ユニコーン 執行役員
 本社統括プロジェクトマネジャー **山本 泰生氏**

(株)ユニコーン設立当初に入社し、ホテル業界参入時より業界特化の婚礼・宴会業務支援システムの新規設計・開発に携わり、以来業界への多くのシステム導入を経験。長年の経験を活かした製品ラインナップの拡充に力を注いでいる。

インボイス制度、改正電子帳簿保存法の運用開始まで残り1年をきり、既に対応を済ませた企業や、いままさに対応中の企業、これから対応を行う企業等さまざまな状況下におかれていると思われます。このインボイス制度、改正電子帳簿保存法に関してシステムインテグレーターから見た宴会業務に携わる部分での対応状況、課題を整理してみました。

インボイス制度

消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が2023年10月1日より開始されます。インボイス制度が始まると、消費税の課税事業者は適格請求書(インボイス)を適切に交付・保存することが求められます。適格請求書(インボイス)を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」の登録申請し登録を受けた事業者に限られます。

多くの企業・個人事業主はこの仕入税額控除のメリットを受けることになるので消費税の課税事業者は必然的に「適格請求書発行事業者」に登録申請し、「適格請求書発行事業者」になる

ものと思われます。仕入税額控除は「消費税を算出する際に課税売上の消費税額から課税仕入れの消費税額を差し引き納付する制度」なので仕入にかかる消費税額を控除する仕組みであることから仕入先の取引相手も「適格請求書発行事業者」である事が求められます。

宴会・婚礼業務においては、手配において多種多様な事業者とかわる事から免税事業者との取引も含まれていると思います。仕入税額控除をうけるには相手側も「適格請求書発行事業者」である必要があることから仕入事業者の「適格請求書発行事業者」登録状況による納付計算や、免税事業者間との価格の見直しを含む交渉も課題の一つではないでしょうか。

適格請求書(インボイス)の記載要件については、以下の9条件を満たす必要があります。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容
- ④ 取引金額

- ⑤ 請求書受領者の氏名または名称
- ⑥ 軽減税率の対象である旨の表記
※マークなど、商品に軽減税率が適用されていることがわかる印をつけること
- ⑦ 適格請求書発行事業者の登録番号
※適格請求書発行事業者へ登録申請し認められた番号
- ⑧ 税率ごとに区分して合計した税込対価の額
- ⑨ 税率ごとに区分した消費税額等
※税率ごとに1回の端数処理

一般的な業務システムを利用している場合は、①～⑤については記載されている事がほとんどで、⑥の軽減税率対象判定についても軽減税率制度がスタートした2019年秋には対応されている事だと思われます。⑦適格請求書発行事業者の登録番号の記載については、番号を記載するだけなので容易に対応が可能で、残りの⑧、⑨が課題となっているのではないのでしょうか。

税率ごとに区分して合計した税込対価の額と、税率ごとに区分した消費税額の記載のルールに則ればよいので

すが、宴会・婚礼業務においては、標準税率対象の商品や、軽減税率対象商品、キャンセル料などの不課税商品や、立替金などの課税対象外商品など様々な商品構成から構成されており、それらに対応した書式対応が必要になってきます。

この書式対応以外にも下記事項についても確認しておく必要があると思われる。

- ・立替金など他事業者、領収書・明細書の添付運用確認
- ・経理システムとの連携の場合仕訳の確認
- ・明細単価が税別の場合税込明細採用への検討

改正電子帳簿保存法 (電子データ保存)

電子取引の請求書、見積書、納品書、注文書、領収書など紙保存が廃止になり、電子データを一定の要件を満たした形で保存することが必要とされています。

電子取引とはメールや、インターネット上で上記書類をやりとした場合が対象になり、送付以外にも先方から送られてきた場合も対象になります。インターネット通販、クラウドサービス(マイページ)、ドキュメント共有サービス、受発注システムなども電子取引に該当

します。保存についても例えば「メールをそのまま自身のメールボックスに削除しないで置いておく」や、「共有フォルダにそのまま保存」というわけではなく、一定の条件で検索できる事や、データが改変されないことを担保できる取り組みを行うなどの要件を満たす必要があります。

また、見積書や、発注書など何度か変更を繰り返し、やり取りを行うようなデータについては、それぞれ個別に管理する事を求めているのではなく、最終的にやりとりした確定データのみ保存する事が可能になっているので、対象データの見直しや、管理方法も問われます。

宴会・婚礼業務では次のような電子取引が存在するのではないのでしょうか。

- ・ホテル担当者と客先間での見積書、請求書、領収書のやりとり
 - ・ホテル担当者と取引先(テナント含む)での注文書、請求書のやりとり
- メールでのやりとり、ドキュメントサービス経由でのリンク連携、クラウドサービス経由でのやりとりや、Webサイト経由でのやりとりなど、印刷して渡す方式以外については電子取引に該当します。また、ホテル担当者が利用するシステムについても部門単位でさまざまなので、作成元のシステムがデータ管理機能を取り揃えていたとしても、

受け取ったデータについても管理が必要になり「一定の条件で検索できる事や、データが改変されないことを担保できる取り組みを行うなどの要件を満たす事や、可視性の確保する事」が求められていることから一定規模の事業主はなんらかの専用システムや、クラウドサービスで運用する事になるのではないのでしょうか。

いずれにしても運用側での理解と周知が求められる、自社でどんな取引が行われているのか、どんな方法でやり取りをおこなっているのか一つ一つ該当するものがないか洗い出しを行い、どのように対応していくかを決めていく事が重要になってきます。

宴会システム、購買システム、クラウドサービス運営を行っている弊社が対応できる事としては、それぞれのシステムで、データの検索や、データ改変が出来ない仕組み、変更履歴が残る機能など、従来から進めてきた機能をより拡張させていくことが肝要となります。

また、パッケージシステムベンダーとして、今後の法改正への対応はもちろんDX化が進められている昨今の状況を鑑み、他のサービスを取り入れながら業界に貢献できるシステムでありつづけたいと思います。

■適格請求書等保存方式の書式イメージ

| ③ | 内容 | ⑧ | 単価 | 数量 | 金額 | 備考 |
|---------------------|-----------------|---------|----|---------|-----------|-------------|
| S | ⑥ 飲料 | 100,000 | 1 | 100,000 | | |
| S | ⑥ 料理 | 11,000 | 50 | 550,000 | | |
| S | ⑥ 飲み物 | 3,000 | 50 | 150,000 | | |
| 軽 | ⑥ 引菓子(軽減) | 3,000 | 50 | 150,000 | | |
| 別 | ⑥ ご宿泊代(別紙明細書参照) | 15,000 | 3 | 45,000 | | |
| 非 | ⑥ キャンセル料金 | 10,000 | 1 | 10,000 | | |
| C【サービス料】10% | | | | | 80,000 | |
| 【金額】 | | | | | 1,085,000 | |
| C: 消費税対象 S: サービス料対象 | | | | | | |
| ⑨ 10%消費税対象: | | | | | 880,000 | 内消費税 80,000 |
| ⑨ 8%消費税対象: | | | | | 150,000 | 内消費税 11,111 |
| ⑨ 別請求分: | | | | | 45,000 | |
| ⑨ 課税対象外: | | | | | 10,000 | |

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容
- ④ 取引金額
- ⑤ 請求書受領者の氏名または名称
- ⑥ 軽減税率の対象である旨の表記
- ⑦ 格請求書発行事業者の登録番号
- ⑧ 税率ごとに区分して合計した税込対価の額
- ⑨ 税率ごとに区分した消費税額等